

『(今さら聞けない)賃貸借契約特約の有効性』

賃貸借契約書の雛形が巷（ちまた）にたくさん流出しております。インターネットで調べてもすぐに賃貸借契約書を入手することができます。皆さんも雛形を利用されたことも多いかと思いますが、契約書はいざという時（契約違反などがあるとき）に威力を発揮します。今一度、契約書の内容を確認してその意味を知っておきましょう。また、雛形に特約などを追記される方もいらっしゃると思いますが、記載した特約が必ずしも有効となるわけではありません。消費者契約法や借地借家法で無効とされることもありますので注意が必要です。今回は、賃貸借契約書の記載事項を確認するとともに特約の有効性について確認しましょう。

◆講師紹介

札幌総合法律事務所 [パートナー弁護士]

弁護士 田代 耕平 (たしろ こうへい)



昭和51年生まれ。旭川市出身。法政大学法学部卒。東北大学法科大学院修了。平成19年弁護士登録。不動産トラブル・欠陥住宅訴訟、企業側の労働問題、悪質クレーマー対策、経営戦略法務（事業整理・再生、M&A）などの分野に注力。建設・不動産関係の取り扱い件数は多く業界の事情にも精通する。

◆主な講演・執筆

◆講演

官公庁、金融機関、各地商工会議所等の依頼講演多数。

◆メディア

- ・北海道新聞 「解決！働くトラブル」（平成25年度連載）
- ・北海道建設新聞 「建設業にまつわる法律」（平成27年度連載）
- ・北海道建設新聞 「弁護士田代耕平のひとりごと」（平成28年より連載中）

◆日時 第32回 令和5年10月16日（月）18時～19時半

◆場所 北海道建設会館 9階 大会議室（札幌市中央区北4条西3丁目）

◆対象 主に不動産業、建設業向けの内容となります

◆定員 65名程度（要申込）

◆申込方法 いずれかの方法にてお申し込み下さい

① F A X（参加申込書にご記入）

② Email 送信 seminar@sapporo-sogo-lo.com 标题を「10月16日・建設不動産セミナー」とし、必要事項（会社名・所在地・電話番号・参加者氏名・参加者全員のメールアドレス）を記載

③ Google フォーム入力 <https://forms.gle/CEq3qYBgZbAFJin19>（QRコード）

主催 札幌総合法律事務所（弁護士：田代耕平）

後援 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 株式会社北海道建設新聞社



この用紙をFAXして下さい (FAX: 011-281-8458)

参加申込書

不動産業者・建設業者の法律セミナー (第32回)

『(今さら聞けない) 賃貸借契約特約の有効性』

令和5年10月16日 (月) 18:00~19:30

場所: 北海道建設会館大会議室 (9階) ※ **参加費無料**

弁護士 田代 耕平 (担当: 馬場) 宛 FAX番号 011-281-8458

参加人数 () 名

事業所名			
所在地	〒 —		
TEL		FAX	
取りまとめ ご担当者	部署・お役職	お名前	

※ 記載いただきました個人情報は、主催者において実施する事業以外には使用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。但し後援者による各種ご案内につきましてはご了承下さい。

【ご案内】

本講座は、隔月1回 (偶数月) に実施の予定です。各回の実施ごとにお申し込み下さい。受講票の発行はありません。定員超過により受付できない場合に限り、当方よりご連絡させていただきます。

【お問い合わせ】

札幌総合法律事務所 弁護士 田代 耕平 (担当: 馬場)

TEL011-281-8448 FAX011-281-8458 E-MAIL seminar@sapporo-sogo-lo.com